

〈ケース別〉預金差押の こんなときどう対応する？

判断が悩ましい差押のケースについて、対応法を解説します。

保志 秀一



ケース1

複数の差押命令が届き
総債権額が預金額を超えていた

本 ケースのような状況を、差押の「競合」といいます。

差押の競合とは、すでに差押（仮差押、滞納処分による差押も含む）がなされている預金債権に対して、他の債権者からの差押命令、仮差押命令もしくは滞納処分による差押などがあつたとき、各差押債権者の差押債権の総額が、被差押債権（差し押さえられた預金）の総額を超える状況を指します。

重複して送達されても、各差押債権者の差押債権の総額より被差押債権の総額のほうが多い、つまり差し押さえられた預金のほうが多い場合には競合とはされません。

複数の差押が競合すると「供託」が必要になる

民事執行法による差押が競合した場合、または民事執行法による差押がされている債権に対して、滞納処分による差押が競合した場合には、第三債務者である金融機関は、預金債権の全額に相当する

金銭を、金融機関の店舗を所轄する法務局の供託所へ供託しなければなりません。

競合のケースには、例えば以下のような場合があります。

- ⑦預金者甲の定期預金100万円に対して、債権者Aから差押債権額100万円の差押命令が送達された後、債権者Bから差押債権額70万円の差押命令が相次いで送達された
- ⑧預金者甲の定期預金200万円に対して、債権者Aから160万円の差押命令が送達された後、債

権者Cから100万円の差押命令が送達された

〈差押の競合と転付命令〉

転付命令は、先行の差押・転付命令の存否を調査しないで発令されるのが建前ですから、複数の差押命令や転付命令が送達されることもあります。

また、転付命令は単独で発令されるものではなく、必ず金銭債権

の差押命令に伴って送達されるものです。そして、執行抗告がなされないまま、債務者への送達後1週間が経過するか、執行抗告が却下・取下げ等によって終了してしまつたときに確定します。

また、転付命令が有効に確定すれば、転付命令送達時に遡って債権移転の効力が生じ、券面額で弁済されたものとみなされます。

転付命令送達前に他の差押があり、転付債権者との間で差押の競合が生じた場合には、他の債権者の平等配当の利益を害さないようにするため、転付命令の効力は、生じないことになっています。

留意しましょう。

競合とならないケースでも供託を行うことが可能

第三債務者である金融機関は、差押命令を受けた場合、預金債権の全額に相当する金額を供託することができ、預金債権の一部に差押がされた場合は差押金額のみでもよい。この供託は、「執行供託」といわれています。

執行供託には、「義務供託」と「権利供託」とがあります。強制執行による差押が競合した場合や、強制執行による差押で差し押さえられた預金に、滞納処分による差押が競合した場合には、義務

供託により、差押債権者に対する支払手続きから開放されることとなります。

〈事情届の提出〉

供託する場合は、「事情届」に必要事項を記載して、執行裁判所または税務署等へ提出しなければなりません。

事情届の提出先は、図表のように差押が競合したときの状況によって異なりますので、注意しましょう。

●競合時の供託内容と事情届提出先

	競合状況		供託内容	事情届の提出先
	先	後		
1	仮差押	仮差押	権利供託	先の仮差押の執行裁判所
2	仮差押	民差押	義務供託	後の民差押の執行裁判所
3	民差押	仮差押	義務供託	先の民差押の執行裁判所
4	民差押	民差押	義務供託	先の民差押の執行裁判所
5	仮差押	税差押	権利供託	後の税差押の税務署
6	民差押	税差押	義務供託	先の民差押の執行裁判所
7	税差押	仮差押	権利供託	先の税差押の税務署
8	税差押	民差押	権利供託	先の税差押の税務署

※「仮差押」は、仮差押命令をいいます。
「民差押」は、民事執行法による差押命令をいいます。
「税差押」は、滞納処分による差押をいいます。